

# 公益財団法人広島県スポーツ協会 加盟団体の処分に関する内規

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この内規は、公益財団法人広島県スポーツ協会（以下「本会」という。）加盟規程第13条第2項の規定により、加盟団体に対する処分に関する手続き及び内容について定める。

(適用範囲)

第2条 この内規は、本会加盟（準加盟を含む）の競技団体、地域団体、学校団体に対して適用する。

## 第2章 処分の手続き

(処分の手続き)

第3条 対象となる事案に係る処分の手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 事案が判明した時点において、事務局により、当該団体に対し事実確認を行い、倫理委員会へ報告する。
- (2) 倫理委員会は事務局からの報告内容について審議し、処分案を理事会へ上程する。
- (3) 処分案の内、注意、勧告、資格停止及び資格変更は理事会で決定することとし、退会については理事会での決議の後、評議員会へ上程する。
- (4) 倫理委員会での審議過程においては、原則として、処分案を当該団体に提示し、弁明の機会を設けることとする。ただし、提示した処分案に対し当該団体の同意がある場合、または当該団体が弁明の機会を拒否もしくは無断欠席した場合はこの限りではない。

(処分の決定)

第4条 本内規第6条に定める処分は、前条の手続きを経て次のとおり決定する。

- (1) 注意及び勧告は、理事会出席理事の過半数の同意により決定する。
- (2) 資格停止及び資格変更は、総理事の過半数の同意により決定する。
- (3) 退会は、総理事及び総評議員の過半数の同意により決定する。

(資格停止及び資格変更の解除の決定)

第5条 資格停止及び資格変更の解除の手続き及び決定については、次のとおりとする。

- (1) 資格停止又は資格変更後、当該団体からは是正・改善の報告がなされた場合は、事務局により、その状況の確認を行い、倫理委員会へ報告する。
- (2) 倫理委員会は事務局からの報告内容について審議し、資格停止又は資格変更の解除が適当と判断された場合は、資格停止又は資格変更の解除について理事会へ上程する。
- (3) 資格停止又は資格変更の解除は、総理事の過半数の同意により決定する。

## 第3章 処分の種類及び内容

(処分の種類及び内容)

第6条 処分の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 注意  
口頭または書面により、是正・改善を求める。
- (2) 勧告  
書面により、是正・改善並びに改善計画書の提出を求める。
- (3) 資格停止  
書面での通知を以って、第5条に規定する処分の解除が決定されるまでの間、本会加盟規程に定める加盟団体としての権利・権限等を停止する。  
なお、資格停止の具体的な内容は、次のとおりとする。

<事業>

ア 本会各種事業への参画（国民体育大会、広島県民スポーツ大会、選手強化事業、スポーツ少年団事業、国際交流事業、公認スポーツ指導者養成事業、総合型地域スポーツクラブ育成事業等）

イ 本会名義の使用（主催、共催、後援等）

<役員・評議員>

ウ 理事候補者及び評議員候補者の推薦

エ 当該団体推薦役員・評議員の理事会・評議員会への出席

<推薦>

オ 当該団体に関して、本会から他団体・機関等への各種推薦（栄典、銃砲所持等）

(4) 資格変更

本会加盟規程に定める加盟競技団体について、書面での通知を以って、第5条に規定する処分の解除が決定されるまでの間、準加盟競技団体とする。

(5) 退会

書面での通知を以って、当該団体を本会から退会させる。

### 第3章 不服申立

(不服申立)

第7条 本会加盟規程第13条に基づき、本会の決定した処分に不服があるときは、本会による処分決定の日から30日以内に公益財団法人日本スポーツ仲裁機構にこの仲裁を申立てるものとする。

### 第4章 その他

(その他)

第8条 この内規に定める事項以外については、別途倫理委員会で協議の上、理事会及び評議員会において決定する。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

## 附 則

本内規は、令和3年4月1日から施行する。